

《経営者集中の資産または業務剥離の実施に関する暫定規定》

商務部公告 2010 年第 41 号

経営者集中の付帯資産または業務剥離の制限性条件決定の実施を規範化するために、《経営者集中審査弁法》に基づいて、我が部は《経営者集中の資産または業務剥離の実施に関する暫定規定》を制定した。ここに公布する。そして、公布日より施行する。

特にここに公告する。

中華人民共和国商務部

二〇一〇年七月五日

経営者集中の資産または業務剥離の実施に関する暫定規定

第一条 経営者集中の付帯資産または業務剥離の制限性条件決定の実施を規範化し、資産または業務剥離の順調な完了を確保するために、《経営者集中審査弁法》に基づいて、本規定を制定する。

第二条 本規定でいうところの資産または業務剥離とは商務部の経営者集中審査決定（以下、審査決定という）に基づいて、資産または業務剥離義務を負う集中に参加する経営者（以下、剥離義務者という）がその一部の資産または業務を剥離すること及びそれと関連する行為（以下、剥離という）を指す。

剥離義務者の剥離される一部分の資産または業務を剥離業務という。

第三条 剥離義務者は審査決定で規定する期限内に、適切な買方を見つけて売却協議及びその他関連協議（以下、自己剥離という）を締結しなければならない。もし剥離義務者が期限どおりに自己剥離を完了できない場合、剥離受託者が審査決定で規定する期限及び方式に従って適切な買方を探し、そして売却協議及びその他関連協議（下称受託剥離）を達成する。

剥離義務者は売却協議及びその他関連協議締結日より 3 ヶ月以内に剥離業務を買方に譲

渡し、そして所有権移転等の関連法律手順を完了させなければならない。案件の具体状況に基づいて、剥離義務者の申請そして理由説明を経て、商務部は事情を斟酌して業務移転の期限を延長することができる。

第四条 剥離義務者は審査決定の要求に基づいて監督受託者に委託し、そして剥離受託の段階で剥離受託者に委託しなければならない。

監督受託者とは剥離義務者の委託を受けて、業務剥離に対して全工程の監督を担当する自然人、法人またはその他組織を指す。

剥離受託者とは剥離を受託する段階で、剥離義務者に委託を受けて、適切な買方を探し出して売却協議及びその他関連協議の達成を担当する自然人、法人、またはその他組織のことを指す。

剥離義務者は商務部が審査決定を行った日より 15 日以内に商務部に受託者監督の人選を行い、剥離受託の段階に入る 30 日前までに商務部に剥離受託者の候補者を提出しなければならない。

第五条 監督受託者及び剥離受託者は受託業務に従事するのに必要な資源及び能力を有する自然人、法人またはその他組織でなければならない、且つ集中に参加する経営者及び剥離業務の買方に独立していなければならない、実質的な利害関係が存在してはならない。監督受託者及び剥離受託者は同一の自然人、法人またはその他組織であることができる。

監督受託者及び剥離受託者は商務部に責任を負い報告業務を行う。商務部の同意を経ずして、剥離義務者は監督受託者及び剥離受託者に指示を行ってはならない。

第六条 剥離義務者は監督受託者及び剥離受託者と書面委託協議を締結し、双方の職責及び義務を明確にしなければならない。

監督受託者は委託協議の効力発生日から業務剥離完了日までの期間内において職責を履行しなければならない。剥離受託者は委託協議の効力発生日から剥離受託段階の完了日までの期間内において職責を履行しなければ。商務部の同意を経ずして、剥離義務者は監督受託者及び剥離受託者との委託協議を解除、変更してはならない。

監督受託者及び剥離受託者の報酬は剥離義務者より支払い、報酬数量及びその支払方法は監督受託者及び剥離受託者が受託責務を履行する独立性及び業務効率に損害を与えるものであってはならない。

第七条 監督受託者は商務部の監督の下で、勤勉、職を尽くすという原則に基づいて、剥離義務者に独立して以下の職責を履行する。

(一) 剥離義務者が本規定第十二条で規定する義務の履行を監督し、そして定期的に商務部に監督報告を提出する。

(二) 剥離義務者に対して推薦する買方の候補者、締結する売却協議及其他関連協議等に評価を行い、そして商務部へ評価報告を提出する。

(三) 売却協議及びその他関連協議の執行を監督し、そして定期的に商務部に監督報告を提出する。

(四) 剥離義務者と潜在買方が剥離事項について生じる争議を調整することを担当し、そして商務部に報告する。

(五) 商務部の提出の要求に応えるその他の業務剥離と関連する報告。

監督受託者は委託協議の中で監督受託者の上述の職責を明確に規定しなければならない。

剥離義務者は監督受託者に対して上述の職責履行に必要なサポート及び便宜を提供しなければならない。それは監督受託者に対して剥離業務関連当事者の情報提供、剥離業務の帳簿及び記録、剥離義務者が潜在買方に提供する情報、潜在買方の情報、剥離過程の進展及び監督受託者が職責履行のために必要とするその他情報及びサポート等を含む。

潜在買方とは本規定第九条で規定する標準に符合し、そして剥離義務者に剥離業務購入の意向を提出する経営者のことを指す。

商務部の同意を経ずして、監督受託者は剥離義務者にその職責履行の過程の中で商務部に提出した各種報告を披瀝してはならない。監督受託者は職責履行の過程の中で獲得した商業秘密及び秘密保持情報を守らなければならない。

第八条 剥離受託者は商務部の監督の下で、審査決定で規定する期限及び方式で、適切な買方を探し出し、そして売却協議及びその他関連協議を達成しなければならない。

剥離義務者は委託協議の中で剥離受託者に剥離業務の独立処理の書面授権を与え、そして剥離受託者が職責を履行するために必要なサポート及び便宜を提供しなければならない。

商務部の同意を経ずして、剥離受託者は剥離義務者にその職責履行の過程における情報を披瀝してはならない。剥離受託者は商務部に定期的にその履行職責の進展状況を報告し、そして、職責履行の過程の中で獲得した商業秘密及び秘密保持情報を守らなければならない。

第九条 剥離業務の買手は以下の条件を満たさなければいけない。

- (一) 集中に参加する経営者から独立しており、実質な利害関係がないこと。
- (二) 必要な資源、能力を有し、また被剥離業務を維持また発展させる意向を持っていること。
- (三) 剥離業務を購入するにあたり排除、競争制限の問題が起こらないこと。
- (四) 剥離業務を購入するにあたり、その他関連部門の批准が必要な場合、買手はその他の監督管理機構が批准を取得するための必要条件を具備していなければならない。

第十条 剥離義務者が買手と締結するいかなる協議においても、剥離業務売却協議、過渡期協議等を含め、審査決定と違反する条項を含んではならない。

第十一条 商務部は本規定の第五条、第九条、第十条の規定に基づいて、剥離義務者が提出する監督委託者、剥離委託者、剥離業務買方候補者、委託協議及び締結する剥離業務売却協議及び関連契約等に対して評価を行い、審査決定の要求を満たすことを確保する。商務部は上述の評価の過程において要する時間は剥離期限の中に組み入れない。

商務部は監督受託者と剥離受託者の職責履行状況に監督及び評価を行わなければならない。

第十二条 剥離が完成する前に、集中に参加する経営者は以下の義務を履行し、剥離業務の価値を確保しなければならない。

- (一) 剥離業務とその他の業務が相互に独立し、そして剥離業務の利益に最も符合する方法で管理を行う。
- (二) 被剥離業務の従業員の採用、剥離業務の商業秘密及びその他秘密情報の獲得等を含め、剥離業務に不利な影響を与える可能性があるいかなる行為も実施してはならない。
- (三) 専門の管理者を指定し、剥離業務を担当し、そして第(一)、(二)項で規定する義務を履行する。管理者は監督受託者の監督の下で職責を履行し、その任命と交代は監督受託者の同意を得なければいけない。
- (四) 潜在買手が公平合理的な方式で剥離業務に関連する十分な情報を獲得できることを確保し、潜在買手が剥離業務の価値、範囲及び商業潜在力を評価することができるようにすること。
- (五) 買手の要求に基づいて必要なサポートと援助を提供し、剥離業務の順調な引き継ぎと安定的な経営を確保すること。
- (六) 買手に速やかに剥離業務を引渡し、そして関連の法律手順を履行すること。

第十三条 《経営者集中審査方法》第十一条で規定するその他の制限性条件の実施は、本規定の関連規定を参照適用することができる。

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司/呉 明憲)

SUPRIS